

木更津市グリーン購入調達方針

～持続可能な未来に向けて～



持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

貧困や不平等・格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標（2015年9月の国連サミットで採択）



12 つくる責任つかう責任

持続可能な方法で生産し、消費する取り組みをすすめていこう

★グリーン購入もSDGs実現のための取り組みの1つです！

木更津市役所 環境部 環境政策課

目次

1 目的.....	1
2 対象範囲.....	1
3 基本的考え方.....	2
4 推進方法.....	2
5 適用時期.....	3
別紙1 木更津市グリーン購入特定調達品目等及び調達目標.....	4
1 紙類.....	5
2 文具類.....	6
3 オフィス家具等.....	10
4 OA機器(画像機器等).....	11
5 OA機器(電子計算機等).....	12
6 OA機器(オフィス機器等).....	13
7 移動電話等.....	14
8 家電製品.....	15
9 エアコン等.....	16
10 温水器等.....	17
11 照明.....	18
12 自動車.....	19
13 消火器.....	21
14 制服・作業服.....	22
15 インテリア・寝装寝具.....	23
16 作業手袋.....	24
17 その他の繊維製品.....	25
18 設備.....	26
19 災害備蓄用品.....	27
20 公共工事.....	28
21-1 役務(印刷[外部発注]).....	31
21-2 役務(印刷以外).....	35
22 ごみ袋等.....	36
23 食材・食品.....	37
24 日用品・雑貨等.....	38
参考(環境ラベル一覧).....	39
別紙2 グリーン購入の選定フロー.....	43
別紙3 グリーン購入実績集計表.....	44

木更津市グリーン購入調達方針

市民の生活や経済等に気候変動や異常気象による影響がますます深刻化するなか、世界共通の目標として、2015年にSDGs(持続可能な開発目標)とパリ協定(長期削減目標)が採択されました。

SDGsでは目標12「持続可能な生産消費形態を確保する」において、ターゲット12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。」が位置付けられており、日本では目標達成の指標として国等の機関のグリーン購入が位置付けられています。

また、気候変動対策の観点では、パリ協定の発効に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)が改定され、「その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用」を推進することが定められています。

なお、日本国内では、製品やサービス等の調達という側面において、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)において再生品の使用の促進について言及されているほか、第5次環境基本計画(平成30年4月閣議決定)では重点戦略①「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」においてグリーン購入が求められています。グリーン購入の取り組みは国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。)が平成13年4月に施行されて以降、地方公共団体においても法に基づく取り組みが期待されています。

このため、地球温暖化を中心とした社会的課題の解決には、消費と生産のあり方を見直し、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的な発展が可能なものに変革していくことが不可欠です。

このような状況を踏まえ、本市のあらゆる行政事務事業活動において、グリーン購入を効果的に推進していくため、木更津市グリーン購入調達方針を定めます。

1 目的

グリーン購入法で規定する環境負荷の低減に資する物品等(以下「環境物品等」という。)の調達を推進を図るための方針を定め、木更津市におけるグリーン購入の一層の推進を図ることで、本市の行政事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とします。

2 対象範囲

市のすべての機関が行う物品又はサービス(以下「物品等」という。)の調達とします。ただし、指定管理者施設については、方針の趣旨を踏まえ、グリーン購入の推進に努めるものとします。

3 基本的考え方

市では環境物品等を優先的に調達することにより、これらの市場の形成や開発の促進、また、地域経済における需要の転換を促すことで、持続可能な循環型社会の形成を図ります。

また、物品等の調達に当たっては、調達の必要性と適正な調達数量について検討を行い、業務上やむを得ない理由がある場合を除き、以下の基本的な考え方に則り、環境物品等を優先して調達するものとします。

- (1) 環境汚染物質の使用や放出が削減されていること。
- (2) 資源やエネルギーの消費量が削減されていること。
- (3) 長期間の使用や再使用が可能であること。
- (4) 有効なリサイクルが可能であること。
- (5) 廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされていること。

4 推進方法

(1) 特定調達品目及び調達目標

特定調達品目は、グリーン購入法の基本方針に基づく特定調達品目のほか、本市独自品目になります。

調達目標は、分類別に設定し、木更津市環境基本計画改定時に調達実績を踏まえ、見直しを行うものとします。

なお、令和5年度～令和6年度は、参考となる調達実績がないことから、「70%」若しくは「できる限り配慮する」とします。

・「木更津市グリーン購入特定調達品目及び調達目標」…別紙 1(P4)

(2) 判断基準

環境省の「グリーン購入の調達者の手引き」を参考に本市独自の基準を設定しています。

(3) 各課等におけるグリーン購入の取組み

「木更津市庁内地球温暖化対策推進会議設置要綱」に基づく地球温暖化対策推進員は、調達目標を定めた特定調達品目に該当する物品等を調達しようとする際は、入札条件等にこれらを明示する等の方法により優先的に購入するものとします。

・「グリーン購入の選定フロー」…別紙2(P45)

(4) 調達実績の把握等

ア 地球温暖化対策推進員は、毎年度事務局(環境政策課)の依頼により、前年度の実績を集計し、事務局に報告するものとします。

・「グリーン購入実績集計表」…別紙3(P46)

イ 事務局は、調達実績をとりまとめ、木更津市庁内地球温暖化対策推進会議に報告するものとします。

ウ 木更津市庁内地球温暖化対策推進会議は、報告に基づき評価を行い、必要に応じて目標や取り組み内容等の見直しを行います。

エ 本方針、調達目標及び調達実績については、市のホームページ等において公表します。

5 適用時期

本方針は、令和5年4月1日から適用します。

木更津市グリーン購入特定調達品目及び調達目標

「★」表示は、木更津市独自の分類

分類	品目数	調達目標
1 紙類	9	70%
2 文具類	85	70%
3 オフィス家具等	10	70%
4 OA機器(画像機器等)	10	70%
5 OA機器(電子計算機等)	4	70%
6 OA機器(オフィス機器等)	5	70%
7 移動電話等	3	70%
8 家電製品	6	70%
9 エアコン等	3	70%
10 温水器等	4	70%
11 照明	4	70%
12 自動車等	3	70%〔自動車〕 できる限り配慮する〔他〕
13 消火器	1	70%
14 制服・作業服	4	70%
15 インテリア・寝装寝具	11	70%
16 作業手袋	1	70%
17 その他繊維製品	7	70%
18 設備	7	できる限り配慮する
19 災害備蓄用品	10	70%
20 公共工事	70	できる限り配慮する
21-1 役務(印刷〔外部発注〕)	2	70%
21-2 役務(印刷以外)	20	できる限り配慮する
22 ごみ袋等	1	70%
23 食材・食品★	2	できる限り配慮する
24 日用品・雑貨等★	2	できる限り配慮する

1 紙類

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

「★」表示は、木更津市独自の品目

用途	対象品目	判断の基準となるラベル等	
		優先順位1	優先順位2
情報用紙	コピー用紙 ・PPC 用紙、PPC カラー用紙、共用紙等	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  総合評価値の表示(コピー用紙・印刷用紙が対象)	 「エコ商品ねっと」掲載商品   グリーンマーク 色上質紙は古紙パルプが配合されているもの
	フォーム用紙 ・NIP 用紙等		
	インクジェットカラープリンター用塗工紙 ・スーパーファイン紙等		
印刷用紙	塗工されていない印刷用紙 ・上質紙、中質紙、更紙、プロッター用紙、マルチカード等	 エコマーク	 グリーンマーク
	塗工されている印刷用紙 ・アート紙、コート紙、マット紙等		
衛生用紙	トイレットペーパー	 FSC PEFC 森林認証紙	色上質紙は古紙パルプが配合されているもの
	ティッシュペーパー ・ボックスタイプ、ポケットタイプ、ピロータイプ		
	ペーパータオル★		
	キッチンペーパー★		

【備考】

※ 対象外の品目

- ・特殊紙(トレーシングペーパー等)
- ・複写紙、感圧紙(ノーカーボン紙、裏カーボン紙等)
- ・感熱紙(レジ用、FAX 用等)
- ・圧着紙(圧着はがき用紙等)
- ・耐水紙

2 文具類

【1】グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

「★」表示は、木更津市独自の品目

用途	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
筆記用具	シャープペンシル ・ノック式(ホルダー式)、回転式、複合筆記具	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる  エコマーク	GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品  FSC PEFC 森林認証材・紙  間伐材・紙  グリーンマーク  バイオマス バイオマスマーク
	シャープペンシル替芯		
	ボールペン		
	ボールペン替芯★		
	マーキングペン ・蛍光ペン、油性マーカー、水性マーカー、ペイントマーカー、名前書き用、サインペン、ホワイトボード用、OHP用、筆ペン、万年筆等 ・詰替用は対象外		
	鉛筆 ・色鉛筆含む ・クレヨン、クレパスは対象外		
印章・ スタンプ 台	スタンプ台 ・補充インキは対象外	ボールペン替芯は 本体が木更津市グ リーン購入調達方 針の基準を満たし ているもの	
	朱肉 ・補充用朱油・朱液は対象外		
	印章セット		
	印箱		
	公印		
	ゴム印 ・年契品の彫刻ゴム印、鋳造ゴム印は対象外		
	回転ゴム印 ・年契品の自動印、ナンバリング、チェックライタ ー等は対象外		
図案・ 製図用具	定規 ・直線定規、三角定規、分度器等 ・製図機、製図台、コンパスは対象外		
一般事務 用品	トレー ・書類用、小物用、ペン用、硬貨用、決裁箱等		
	消しゴム ・砂消し、ペン型等含む		
	ステープラー(汎用型)〈ホッチキス等〉 ・No.10の針使用のハンディタイプのもの ・タッカー、電動タイプ対象外		

用途	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
一般事務用品	ステープラー(汎用型以外) ・汎用型以外と針を用いないもの ・タッカー、電動タイプは対象外	G 法 適合 グリーン 購入法 適合商品 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる  エコマーク セロハンテープは 巻芯に再生紙(古 紙)・森林認証材・ 間伐材等を使用し ているもの	GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品  森林認証材・紙 間伐材マーク  間伐材・紙  グリーンマーク  バイオマス バイオマスマーク
	ステープラー針リムーバー		
	連射式クリップ(本体)〈ガチャック等〉		
	事務用修正具(テープ) ・交換用カートリッジ、カバーテープ等含む		
	事務用修正具(液状) ・補充液は対象外		
	クラフトテープ		
	布粘着テープ(布粘着プラスチック製ク ロステープを含む。)		
	両面粘着紙テープ		
	セロハンテープ★		
	製本テープ ・ホットメルト樹脂タイプ含む		
	ブックスタンド ・ブックエンド、デスクラック、パンフレットスタンド等含む		
	ペンスタンド ・ペンホルダー等含む		
	クリップケース ・ゼムボックス、マグネットボックス等含む		
	はさみ		
	マグネット(玉) ・フック、クリップは対象外		
	マグネット(バー)		
	テープカッター ・机上用、ハンディタイプ、テープ付含む		
	パンチ(手動)		
	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)		
	紙めくりクリーム		
	鉛筆削り(手動)		
	OAクリーナー(ウェットタイプ) ・詰替用は対象外		
	OAクリーナー(液タイプ) ・ボトル、スプレー、ミスト、泡タイプ等 ・詰替用は対象外		
	ダストブロワー(エアダスター)		
	レターケース ・デスクチェスト、小物キャビネット等含む		
	メディアケース ・箱状のもの、ブックタイプのもの		
	マウスパッド		

用途	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
一般事務用品	OAフィルター(枠あり)	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品  FSC PEFC 森林認証材・紙  間伐材マーク 間伐材・紙  グリーンマーク グリーンマーク  バイオマス バイオマスマーク
	丸刃式紙裁断機 ・ペーパーカッター、デスクカッター等		
	カッターナイフ		
	カッティングマット(カッターマット)		
	デスクマット		
	OHP フィルム ・ラミネートフィルムは対象外		
絵画用品	絵筆 ・刷毛は対象外	 エコマーク	 間伐材マーク 間伐材・紙
	絵の具 ・ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具 ・ペンキは対象外		
	墨汁		
事務用のり	のり(液状)(補充用を含む)	 エコマーク	 間伐材マーク 間伐材・紙  グリーンマーク グリーンマーク  バイオマス バイオマスマーク
	のり(澱粉のり)(補充用を含む)		
	のり(固形)(補充用を含む)		
	のり(テープ)(補充用を含む)		
ファイル・ バインダー類	ファイル ・穴を開けてとじる各種ファイル (フラットファイル、レターファイル、ファスナー、スプリングファイル、キャップ式ファイル、パイプ式ファイル、スタンド式ファイル、とじこみ表紙、パッチファイル、ホック式ファイル、ビス式ファイル、スモールファイル、A-Zファイル) ・穴を開けずに閉じる各種ファイル (フォルダー、ホルダー、ハンキングフォルダー、持出しフォルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、プレスファイル、ピン式ファイル、パンフレットファイル、スライド式ファイル、用箋挟(クリップボード)、図面ファイル、図面ケース、ケースファイル等) ・コンピュータ用データファイル (キャップ式、スライド式、フッキング式、レター式) ・その他書類等をまとめて保管するための表紙・ケース・ホルダー類全般 (替表紙、板目表紙、名刺ホルダー、はがきホルダー、書類・文書用保存箱(イージーキャビネット)、サンプルボックス、チャック付ケース等)	 エコマーク	 間伐材マーク 間伐材・紙  グリーンマーク グリーンマーク  バイオマス バイオマスマーク
	バインダー ・MP、リング、その他、コンピュータ用等		
	ファイリング用品 ・背見出し、ポケット、仕切り紙等		
	アルバム(台紙を含む) ・台紙式、ポケット式、工事用等		
	つづりひも ・綴じひも、こより★		
	カードケース ・名刺整理箱等含む		

用途	対象品目	判断の基準となるラベル	
		優先順位1	優先順位2
紙製品	事務用封筒(紙製) ・クッション材入りのものを含む ・祝儀袋等は対象外	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク プリンターラベルは 再生紙(古紙)・森林 認証材・間伐材等を 使用しているもの	 「エコ商品ねっと」掲載商品  FSC PEFC 森林認証材・紙  間伐材・紙  グリーンマーク  バイオマス バイオマスマーク
	窓付き封筒(紙製)		
	けい紙 ・模造紙、方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、ルーズリーフ、メモ帳、原稿用紙、伝票、便せん、計算用紙・集計用紙、社内用紙等		
	ノート		
	パンチラベル		
	タックラベル(主にタイトル用) ・宛名用、タイトル用、OA用		
	プリンターラベル※		
	インデックス(主に見出し用)		
	付箋紙 ・ロールタイプ含む		
その他	付箋フィルム ・ロールタイプ含む		
	黒板拭き		
	ホワイトボード用イレーザー ・交換用は対象外		
	額縁 ・フレーム、パネル等含む		
	ごみ箱		
	リサイクルボックス ・多段式、連結式含む		
	缶・ボトルつぶし機(手動)		
	名札(机上用)(カード立て)		
	名札(衣服取付型・首下げ型)		
	鍵かけ(フックを含む)		
	チョーク		
	グラウンド用白線		
	梱包用バンド ・紙ひも等		

【備考】

※ 主要材料にプラスチック・木質または紙を使用していないもの(金属類)は対象外とする。

3 オフィス家具等

【1】グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
いす ・回転いす、折りたたみいす、ソファ、ベンチ、教室用いす等 ・座いす、車いす、医療用いす、乳・幼児いす等は対象外	G 法 適合 グリーン購入法適合商品 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク  JOIFAグリーンマーク	GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品  FSC PEFC 森林認証材・紙  間伐材マーク 間伐材・紙
机 ・デスク、テーブル、カウンター作業台等含む		
棚 ・ラック、書架、物品棚、移動棚、パンフレットスタンド等含む		
収納用什器(棚以外) ・システム収納、キャビネット、ロッカー、小型の収納、ワゴン等含む		
ローパーティション		
コートハンガー		
傘立て		
掲示板 ・展示パネル、案内板(インフォメーションボード)等含む		
黒板 ・電子黒板、キャプチャーボード等含む		
ホワイトボード		
個室ブース		
ディスプレイスタンド		

【備考】

※ いす、机、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボードに関しては、木製、プラスチック製、紙製の製品を対象とする。

棚および収納用什器、個室ブース、ディスプレイスタンドについては、木製、プラスチック製、紙製に加え、大部分の材料が金属類である製品も対象とする。

【参考】

- ・(一社)日本オフィス家具協会(JOIFA)「グリーン購入法の手引き[オフィス家具等]」
http://www.joifa.or.jp/pdf/green_10.pdf

4 OA機器(画像機器等)

【1】グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
コピー機(複写機)	 G 法適合 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク  ENERGY STAR 国際エネルギースタープログラム(エネスタ) ※OA 機器のみ  E&Q マーク ※トナーカートリッジのみ	 GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品
複合機		
拡張性のあるデジタルコピー機		
プリンタ		
プリンタ複合機		
ファクシミリ		
スキャナ		
プロジェクタ		
トナーカートリッジ ・トナー容器、感光体または現像ユニットのいずれか2つ以上組み合わせたもの ・回収トナーボックス、廃トナーボトル、ドラムカートリッジ、ドラムユニット、感光体ユニット、現像ユニット、定着ユニット等は対象外 ・「エコ商品ねっと」に掲載されているものでも、グリーン購入法適合の欄に対象外とあるものは対象外		
インクカートリッジ ・インクを充填したインクタンクおよび印字ヘッド付きインクタンクである印字のためのカートリッジ ・容器にインクを補充するタイプは対象外		

【備考】

・リサイクルトナーや環境推進トナー等の環境に配慮していると謳っているものに関しても、判断の基準となるラベル等が確認できるものを選択すること。

・使い終わったインクカートリッジは、資源循環を目的にごみとして捨てずに朝日庁舎
庁内案内コーナー等に設置の回収ボックスを積極的に利用し、インクカートリッジの再
資源化にご協力ください。



5 OA機器(電子計算機等)

【1】グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
電子計算機(パーソナルコンピュータ) ・タブレット PC は対象外	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品
磁気ディスク装置	 エコマーク ※パソコン、ディスプレイ、 記録用メディアのみ	 国際エネルギースタープログラ ム(エネスタ) ※パソコン、ディスプレイのみ
ディスプレイ	記録用メディアはケース がスリムタイプ(5mm 程 度以下)またはスピンドル タイプのもの	 省エネルギー制度(緑色) ※パソコン、磁気ディスク装 置のみ
記録用メディア(CD、DVD、BD) ・USBメモリ、SDカードは対象外		 PCグリーンラベル ※パソコンのみ

6 OA 機器(オフィス機器等)

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
シュレッダー	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品
デジタル印刷機	 エコマーク ※デジタル印刷機、 掛時計、電卓のみ	
掛時計	掛け時計は以下のいずれ かに該当するもの ・太陽電池式 ・太陽電池＋一次電池使用 (5年以上使用可能) ・一次電池使用(5年以上使 用可能)	
電池式卓上計算機(電卓)	 JISマーク ※アルカリ・小型充電式電 池のみ	
一次電池または小型充電式電池 (単1～単4形)	・一次電池はアルカリ相当 以上(マンガン電池でない もの) ・小型充電式電池は充電式 のニッケル水素電池等	

7 移動電話等

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
携帯電話	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品
PHS		
スマートフォン		

8 家電製品

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等							
	優先順位1	優先順位2						
電気冷蔵庫	G 法 適合 グリーン 購入 法 適合 商品 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる	GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品						
電気冷凍庫	エコマーク ※テレビのみ							
電気冷凍冷蔵庫	統一省エネラベル (☆4以上のもの ただし39 V型以下のテレビは☆3以上 のもの)							
テレビジョン受信機	明日のために、ノンフロン。 ノンフロンマーク ※冷蔵庫のみ							
電気便座	<table><tr><td>区分</td><td>基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)</td></tr><tr><td>暖房便座</td><td>141kwh/年以下</td></tr><tr><td>温水洗浄 便座</td><td>貯湯 175kwh/年以下 瞬間 97kwh/年以下</td></tr></table> ※電気便座は上記を満たすこと	区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)	暖房便座	141kwh/年以下	温水洗浄 便座	貯湯 175kwh/年以下 瞬間 97kwh/年以下	
区分	基準エネルギー消費効率 (年間消費電力量)							
暖房便座	141kwh/年以下							
温水洗浄 便座	貯湯 175kwh/年以下 瞬間 97kwh/年以下							
電子レンジ ・オープンレンジ含む	省エネラベル(緑色) ※電子レンジのみ							

9 エアコン等

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ・除湿器、扇風機、サーキュレーター等は対象外	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる  統一省エネラベル (☆4以上のもの) ※家庭用エアコンディショナーのみ	 「エコ商品ねっと」掲載商品
ガスヒートポンプ式冷暖房機	 JISマーク ※ガスヒートポンプ式 冷暖房機のみ APFp(期間成績係数)が 1.07 以上のもの	
ガスストーブ(石油ストーブ含む)	 省エネラベル(緑色) ※ストーブのみ	

10 温水器等

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
ヒートポンプ式電気給湯器	G 法 適合 グリーン 購入法 適合商品 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる 省エネラベル(緑色) 業務用のヒートポンプ式 電気給湯器は年間標準貯 湯加熱エネルギー消費効 率(年間加熱効率)が 3.20 以上	GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品
ガス温水機器		
石油温水機器		
ガス調理機器(ガスこんろ・ガスオーブン)		

11 照明

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
LED照明器具 ・つり下げ形、じか付け形、埋込み形、壁付け形、投光器、防犯灯 ・卓上スタンドは対象外	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品 LED照明器具は光源寿命が40,000時間以上
LEDを光源とした内照式表示灯	 エコマーク ※電球形LEDランプのみ	電球形LEDランプは定格寿命が40,000時間以上 ビーム開き90度未満の反射型は30,000時間以上
電球形状のランプ ・LEDランプ ・直管型、人感センサ、非常用照明(直流電源回路)等に装着するランプは対象外	 省エネラベル(緑色) ※電球形蛍光ランプのみ	

12 自動車等

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標 70%[自動車]・できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
自動車(リース・レンタル含む) ^{※1} ・ガソリン車、ディーゼル車、LPガス車 ・次世代自動車 (電気自動車、ハイブリッド車 ^{※2} 燃料電池車、 クリーンディーゼル車 ^{※2} 、天然ガス車、プラグ インハイブリッド車、水素自動車) ※1 自動車とは普通自動車(小型自動車、軽 自動車、大型・小型特殊自動車以外)、小 型自動車及び軽自動車(二輪自動車を除 く)。 ※2 次世代自動車であれば、グリーン購入 法適合商品となる。ただし、ハイブリッド 車、クリーンディーゼル車は優先順位1の 燃費基準を満たす必要がある。 ※3 車種別の判断基準は別表参照	 G 法 適合  グリーン 購入法 適合商品 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる ガソリン、ディーゼル、 LP ガス車のみの基準  平成32年度 燃費基準達成車  平成27年度 燃費基準達成車 自動車燃費性能評価・公表制度 (ガソリン、LPガスの乗用車は 平成32年度基準を満たすこと)  低排出ガス車 平成30年 排出ガス基準 50%低減 国土交通大臣認定車  低排出ガス車 平成17年 排出ガス基準 75%低減 国土交通大臣認定車 低排出ガス認定制度 (ガソリン車、LPガスの乗用車 は上記のどちらかを、小型貨物 車は平成17年50%低減を満 たすこと) ※ガソリン、LPガス車は燃費、低排 出ガスの基準を満たすことが必要 だが、ディーゼル車は燃費基準の み満たせば良い  低燃費タイヤ  低燃費タイヤ統一マーク ※乗用車用タイヤのみ	 GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品
乗用車用タイヤ ・スタッドレスタイヤは対象外		
2サイクルエンジン油	 エコマーク ※2サイクルエンジンのみ	

別表「車種別の判断の基準」

車種別に対応する燃費基準達成車及び低排出ガス車のステッカーが付いている自動車は、グリーン購入の判断の基準を満たしています。

乗用車・小型バス (車両総重量 3.5t 以下)		小型貨物車 (車両総重量 3.5 t 以下)	重量車 (車両総重量 3.5 t 越)
乗用車 (定員 10 人以下)	小型バス (定員 11 人以上)		
燃費  平成 32 年度	燃費  平成 27 年度	燃費  平成 27 年度	対象外
ガソリン車 排ガス  平成 30 年 50%低減 又は 平成 17 年度 75%低減	低排出ガス車  平成 30 年 50%低減 又は 平成 17 年度 75%低減	低排出ガス車  平成 30 年 50%低減 又は 平成 17 年度 50%低減	対象外
ディーゼル車 燃費  平成 32 年度	燃費  平成 27 年度	燃費  平成 27 年度	燃費  平成 27 年度
燃費  平成 32 年度	対象外	燃費  平成 27 年度 ※2.5 t 超 3.5 t 以下は対象外	対象外
LPGガス車 排ガス  平成 30 年 50%低減 又は 平成 17 年度 75%低減	対象外	低排出ガス車  平成 17 年度 50%低減 ※2.5 t 超 3.5 t 以下は対象外	対象外

13 消火器

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
 選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
消火器 ・粉末ABC消火器が対象 ・消火薬剤の詰替用含む ・エアゾール式、船舶用、航空機用は対象外	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品

14 制服・作業服等

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
 選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル等	
	優先順位1	優先順位2
制服 ・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる	 「エコ商品ねっと」掲載商品  国際フェアトレード認証 コットンラベル リサイクル素材を使用したもの
作業服 ・ポリエステル繊維または植物を原料とする合成繊維を使用した製品 ・防寒コート、エプロン、給食衣、手術衣、スクラブ等含む	 エコマーク	
帽子 ・ポリエステル繊維を使用した製品	  エコユニフォームマーク	
靴 ・合成繊維を使用した製品 ・安全靴、作業靴 ・長靴は対象外	 PETボトル再用品 PETボトルリサイクル推奨マーク	

15 インテリア・寝装寝具

【1】グリーン購入の対象品目(調達目標 70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
カーテン ・ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品	 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク ※金属製ブラインド、織じゅうたん除く  PET ボトルリサイクル推奨マーク  フレームマーク ※ベッドフレームのみ  衛生マットレス ※マットレスのみ	 「エコ商品ねっと」掲載商品
布製ブラインド ・ポリエステル繊維、植物を原料とする合成繊維を使用した製品		
金属製ブラインド		
タフテッドカーペット		
タイルカーペット		
織じゅうたん		
ニードルパンチカーペット		
毛布 ・ポリエステル繊維を使用した製品		
ふとん ・ポリエステル繊維、再使用した詰物を使用した製品		
ベッドフレーム ・金属製のもの対象外 ・医療用、介護用、高度医療に用いるもの等は対象外		
マットレス ・高度医療に用いるものは対象外		

16 作業手袋

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
作業手袋(軍手) ・主要材料が繊維の製品が対象 ・革、ゴム、ビニール手袋等の繊維を使用していないものは対象外	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品

17 その他繊維製品

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
集会用テント	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品
ブルーシート		
防球ネット		
旗		
のぼり		
幕		
モップ		

18 設備

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル	
	優先順位1	優先順位2
太陽光発電システム(公共・産業用)	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品
太陽熱利用システム(公共・産業用)		
燃料電池		
エネルギー管理システム		
生ゴミ処理機		
節水機器		
日射調整フィルム		
低放射フィルム		

19 災害備蓄用品

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル・表示	
	優先順位1	優先順位2
① 災害備蓄用飲料水	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる ①:賞味期限が5年以上 ②:賞味期限が3年以上 ※飲食料は上記の表示がある こと  エコマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品
① アルファ化米		
① 保存パン		
① 乾パン		
① レトルト食品等		
② 栄養調整食品		
② フリーズドライ食品		
非常用携帯燃料		
携帯発電機 ・定格出力が3kVA以下のもの		
非常用携帯電源		

20 公共工事

【1】グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。

用途	対象品目	判断の基準となるラベル・表示
資材	建設汚泥から再生した処理土	G 法 適合 グリーン 購入法 適合商品 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品
	土工用水砕スラグ	
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	
	地盤改良用製鋼スラグ	
	高炉スラグ骨材	
	フェロニッケルスラグ骨材	
	銅スラグ骨材	
	電気炉酸化スラグ骨材	
	再生加熱アスファルト混合物	
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	
	中温化アスファルト混合物	
	鉄鋼スラグ混入路盤材	
	再生骨材等	
	間伐材	
	高炉セメントメント	
	フライアッシュセメント	
	エコセメント	
	透水性コンクリート	
	鉄鋼スラグブロック	
	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	
	下塗用塗料(重防食)	
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	
	高日射反射率塗料	

用途	対象品目	判断の基準となるラベル・表示
資材	高日射反射率防水	G 法 適合 グリーン 購入法 適合商品 グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品
	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	
	バークたい肥	
	下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	
	LED 道路照明	
	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	
	セラミックタイル	
	断熱サッシ・ドア	
	製材	
	集成材	
	合板	
	単板積層材	
	直交集成板	
	フローリング	
	パーティクルボード	
	繊維板	
	木質系セメント板	
	木材・プラスチック再生複合材製品	
	ビニル系床材	
	断熱材	
	照明制御システム	
	変圧器	
	吸収冷温水機	
	氷蓄熱式空調機器	
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	
	送風機	
	ポンプ	
	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	
	自動水栓	

用途	対象品目	判断の基準となるラベル・表示
資材	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記が異なる  エコマーク  「エコ商品ねっと」掲載商品
	大便器	
	再生材料を使用した型枠	
	合板型枠	
建設機械	排出ガス対策型建設機械	
	低騒音型建設機械	
工法	低品質土有効利用工法	
	建設汚泥再生処理工法	
	コンクリート塊再生処理工法	
	路上表層再生工法	
	路上再生路盤工法	
	伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法	
	泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	
目的物	排水性舗装	
	透水性舗装	
	屋上緑化	

21-1 役務(印刷〔外部発注〕)

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標70%)

購入品目は対象品目が確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

仕様書に判断基準の内容を記載する。

【3】 グリーン購入の配慮事項

配慮事項も仕様書に記載する。

対象品目	判断基準		配慮事項
	優先順位1	優先順位2	
印刷 ・広報紙、報告書類、ポスター、チラシ、パンフレット、名刺、封筒、窓付き封筒等 ・P5「1紙類」で対象外の品目(特殊紙(トレーシングペーパー等)、複写紙、感圧紙(ノーカーボン紙、裏カーボン紙等)、感熱紙(レジ用、FAX 用等)、圧着紙(圧着はがき用紙等)、耐水紙)を使用しなければならない印刷物は対象外	グリーン購入法の判断基準を満たすこと ただし、用紙・封筒(冊子の表紙は除く)は、木更津市役所グリーン購入調達方針の紙類の判断基準を満たすこと。	以下のいずれかの条件を満たすこと(ただし冊子の表紙は除く) 「判断基準の設定に際しては、①もしくは②を優先的に検討すること」 ①用紙・封筒は、<u>木更津市役所グリーン購入調達方針の紙類の判断基準※1</u>を満たすこと。 ②グリーン購入法における<u>オフセット印刷/デジタル印刷のインキの判断基準※2</u>を満たすこと ③古紙リサイクル適正リスト A もしくはBに該当する紙 ④古紙リサイクル適正リスト A もしくは B に該当するインキ類  <植物油インキマーク>  <NL マーク> 色上質紙を使用する場合は、古紙パルプが配合されていること	制作物に再生紙や環境に配慮したインキを使用している旨を文章やマークで表示
製本機やOCR装置を使用する通知書等	森林認証材パルプや間伐材等パルプ(環境に配慮したバージンパルプ)を使用		

【備考】

※1 木更津市グリーン購入調達方針の用紙・封筒とは以下の条件を満たしたものである。

- ・グリーン購入適合品、エコマーク適合品、エコ商品ねっと掲載商品、森林認証紙、間伐材紙、グリーンマーク適合品、古紙パルプが配合されているもの(色上質紙)、バイオマスマーク適合品(封筒類)

※2 グリーン購入法の印刷(役務)ではオフセット印刷、デジタル印刷のインキの判断基準を下記の通りに定めている。

<オフセット印刷>

・バイオマス含有したインキの使用(植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ)、又は、NL規制(印刷インキ工業連合会)適合インキの使用。

<デジタル印刷>

・化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用。

- 総合評価値とは、古紙パルプや古紙パルプ以外の環境に配慮された原料を使用したパルプ、白色度、坪量、塗工量といった環境指標を適切に組み合わせ総合的に数値化したもの。

環境省 コピー用紙の総合評価指標についての解説

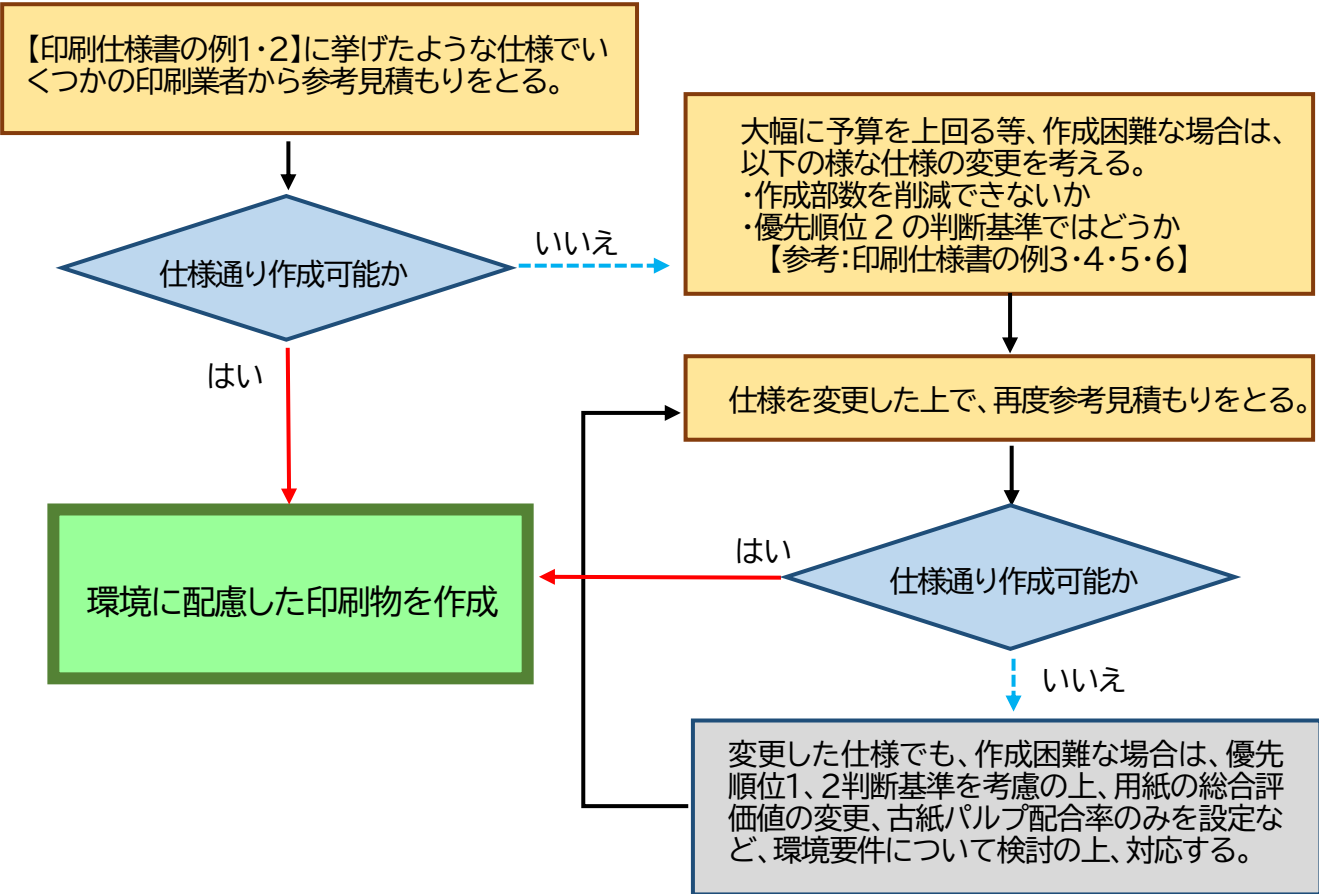
https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/cp_h20.html

- P33「環境に配慮した印刷物の発注方法(例)」 「印刷仕様書の例」を参考に、判断基準に当てはまる印刷物を発注する。配慮事項も検討する。

○ 再生紙や植物油インキを使用している旨の表示方法

表記方法	表記について
文章で表記	「この印刷物(広報紙、報告書、通知書等、チラシ、パンフレット、ポスター、封筒、名刺)は再生紙と環境にやさしいインキを使用しています。」 「この印刷物(広報紙、報告書、通知書等、チラシ、パンフレット、ポスター、封筒、名刺)は古紙パルプ配合率100%の用紙と植物油インキを使用しています。」 ◇再生紙や環境に配慮したインキを使用している旨を表示すれば表現は基本的に自由である。
マークで表記	再生紙使用マーク  古紙パルプ配合率100%再生紙を使用 ※使用した用紙の古紙パルプ配合率に応じて数字は変わる。 植物油インキマーク  ◎再生紙使用マークは自由に無料で使用できるが、<u>古紙パルプ配合率は正しい数字を表示しなければならないため、印刷業者に確認して正しく表示する。</u> 同マークは下記の「3R活動推進フォーラム」のサイトからダウンロード可能。 ◎植物油インキマークは「印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたもの」を使用した場合のみ表示できるため、発注する印刷業者に確認の上、<u>使用規定等に基づいて正しく表示する。</u> マークの詳細 ・3R 活動推進フォーラム http://3r-forum.jp/activity/r mark/index.html ・印刷インキ工業連合会 http://www.ink-jpima.org/ink syokubutu.html
文章とマークで表記 (推奨)	文章での表現とマークを組み合わせることもできる。 (例)   古紙パルプ配合率100%再生紙を使用 このチラシは再生紙と植物油インキを使用しています。

○ 環境に配慮した印刷物の発注方法(例)



○ 環境に配慮した印刷仕様書の例1(優先順位1の基準を満たす)

印刷物の名称	〇〇チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	・紙質:コート紙(グリーン購入法適合の用紙〔総合評価値80以上〕)、A判43.5kg ・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、古紙配合率や印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

○ 環境に配慮した印刷仕様書の例2(優先順位1の基準を満たす)

印刷物の名称	〇〇用窓付き封筒
紙質	クラフト 85kg
備考	・用紙:クラフト用紙(グリーン購入法適合の封筒〔古紙パルプ配合率40%以上〕)、75. 5kg ・窓部分:グラシン紙、再生プラスチックまたは植物を原料とするプラスチックを使用 ・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、古紙配合率や印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

○ 印刷仕様書の例3(優先順位2 ①用紙、②インキの基準を満たす)

印刷物の名称	〇〇チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	・紙質:コート紙(木更津市役所グリーン購入調達方針適合の用紙〔優先順位1:総合評価値80以上、森林認証紙〕〔優先順位2:エコ商品ねっと掲載商品、間伐材紙、グリーンマーク、古紙パルプ配合(色上質紙のみ)のいずれかの条件を満たすこと〕)、A判43.5kg ・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・再生紙使用マークおよび植物油インキマークの表示を希望するため、古紙配合率や印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

※仕様書作成時に必ず紙質について「優先順位1」又は「優先順位2」どちらかを指定すること

○ 印刷仕様書の例4(優先順位2 ①用紙の基準を満たす)

印刷物の名称	〇〇チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	・紙質:コート紙(木更津市役所グリーン購入調達方針適合の用紙〔優先順位1:総合評価値80以上、森林認証紙〕〔優先順位2:エコ商品ねっと掲載商品、間伐材紙、グリーンマーク、古紙パルプ配合(色上質紙のみ)のいずれかの条件を満たすこと〕)、A判43.5kg ・再生紙使用マークの表示を希望するため、古紙配合率の確認をします。

※仕様書作成時に必ず紙質について「優先順位1」又は「優先順位2」どちらかを指定すること

○ 印刷仕様書の例5(優先順位2 ②インキの基準を満たす)

印刷物の名称	〇〇チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	・インキ類:植物油インキを使用(印刷インキ工業連合会に登録されたもの) ・植物油インキマークの表示を希望するため、印刷インキ工業連合会に植物油インキとして登録されたものか確認します。

○ 印刷仕様書の例6(優先順位2 ③用紙の基準を満たす)

印刷物の名称	〇〇チラシ
紙質	コート紙 A判43.5kg
備考	

※紙質:優先順位2-③「古紙リサイクル適正リストAランク」に該当

【普通紙】:アート紙/コート紙/上質紙/中質紙/更紙

【加工紙】:抄色紙(A)*/ファンシーペーパー(A)*/樹脂含浸紙(水溶性のもの)

* 印の資材(抄色紙、ファンシーペーパー)は、環境省の「グリーン購入法.net」に掲載されている各製品のリサイクル適性を確認すること。

21-2 役務(印刷以外)

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。印刷は21-1 役務(印刷物[外部発注])を参照すること。

【2】 グリーン購入の判断基準

仕様書の環境要件に「グリーン購入法の判断基準に適合すること」と記載するか、対象品目別に設定した判断基準を記載すること。

対象品目	環境要件の記載内容
清掃	グリーン購入法の判断基準を満たすこと ただし、以下の品目については、環境要件に下記の判断基準を記載することも可とする。
機密文書処理	
省エネルギー診断	
食堂	
自動車専用タイヤ更生	【食堂】 食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイ容器は使用を見直すことを検討し、リユース容器の変更あるいはワンウェイ容器の使用量削減に努めること (ただし、代替える手段等がない場合にはこの限りではない) 利用者への啓発ポスターの掲示に努めること(プラごみ削減、食品ロス等)
自動車整備	
庁舎管理	
植栽管理	
加煙試験	また、提供する飲食物について「23. 食材・食品」を参照とすること。
タイルカーペット洗浄	
害虫防除	
輸配送	
旅客輸送(自動車)	【庁舎等において営業を行う小売業務】 以下のいずれかに関する利用者への啓発ポスターを掲示に努めること ・容器包装の過剰使用を抑制 ・食品ロス ・プラごみ削減
庁舎等において営業を行う小売業務	
クリーニング	
飲料自動販売機設置	
引越輸送	【会議運営】 紙の資料を配布する場合は、適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること 飲料を提供する場合には、紙容器飲料(紙パック、カートカン)や、ペットボトル飲料を使用する場合には軽量ボトル、ラベルレス、ボトル to ボトルなどの環境配慮型容器のペットボトル飲料を使用することに努め、使用後は、容器の分別回収を実施すること また、コーヒー等の飲料について、「23. 食材・食品」を参照とすること。
会議運営	
印刷機能等提供業務	

22 ごみ袋等

【1】 グリーン購入の対象品目(調達目標70%)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。できるだけ優先順位1のものを
選択する。優先順位1が選択できない場合は、優先順位2のものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル・表示	
	優先順位1	優先順位2
ごみ袋 ※市指定ごみ袋は除く ・プラスチック製	  グリーン購入法適合商品 ※カタログ等により表記 が異なる  エコマーク  バイオマス バイオマスマーク	 「エコ商品ねっと」掲載商品

23 食材・食品(★木更津市独自の分類)

【1】グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】グリーン購入の判断基準

対象品目に以下の基準について考慮の上、調達すること。

対象品目	判断の基準
野菜	市内で栽培された野菜であること  有機JASマーク
米	市内で栽培されたコメであること  有機JASマーク
コーヒー、茶(紅茶、緑茶等)	  「エコ商品ねっと」掲載商品 国際フェアトレード認証ラベル
カカオ(チョコレート、ココアパウダー等)、はちみつ、バナナ、加工果物(ドライフルーツ)、砂糖(砂糖、ジャム、クッキー、飴、ティラミス、アイスクリーム等) ハーブ・スパイス(コショウ、シナモン、ジンジャー、カルダモン、クローブ、ターメリック・カレーパウダー、カモミール、ルイボス等)	市内で栽培された品目であること  国際フェアトレード認証ラベル

【備考】

木更津市主催のイベントにおいて、食品の提供を伴う場合には、本基準の遵守に努めること。

ただし、実績把握等は行わない。

24 日用品・雑貨等(★木更津市独自の分類)

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル・表示
食器用洗剤	 RSPO 認証 GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品
洗濯用洗剤	 RSPO 認証 GPN掲載 「エコ商品ねっと」掲載商品

25 体育用具等(★木更津市独自の分類)

【1】 グリーン購入の対象品目(できる限り配慮する)

購入品目は対象品目か確認する。

【2】 グリーン購入の判断基準

対象品目に以下のようなラベル・文言がついているものを選択する。

対象品目	判断の基準となるラベル・表示
サッカーボール※、 バレーボール※、 バスケットボール※	 国際フェアトレード認証ラベル

【参考】 ※各種ボールのフェアトレード商品:わかちあいプロジェクト

https://wakachiai.jp/fairtrade/product_fairtrade1.php

参考(環境ラベル一覧)

環境ラベル	内容
 	・グリーン購入法適合商品 グリーン購入法第6条に定められた特定調達品目及びその判断基準に合致した商品のこと。カタログや事業者により「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法は異なる。
	・総合評価値 古紙配合率や森林認証材・間伐材パルプの利用割合等の個別の評価項目を数値化することで、総合的に環境負荷の低さを数値で表した指標。 (グリーン購入法の判断基準では評価値80以上の製品を適合製品としている。)
	・エコマーク 様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品選択を行い、関係企業の環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成をはかっていくことを目的としている。
	・グリーン購入ネットワーク(GPN)が運営する「エコ商品ねっと」掲載商品されている商品 グリーン購入ネットワーク(GPN)は、環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、持続可能な社会経済の構築に寄与するため、グリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発や情報提供、調査研究などを行っている。「エコ商品ねっと」は日本最大級の環境に配慮された商品のデータベースとなっている。
	・FSC 認証 「FSC森林認証制度」は世界的な森林の減少と劣化を防ぐために設立された制度。FSC認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。
	・PEFC 森林認証 「PEFC森林認証プログラム」は、欧米を中心として各国で定められた国・地域別の森林認証制度の相互承認を行う制度。PEFC森林認証製品を使用することで、間接的に適切な森林管理を支援することができる。
	・間伐材マーク 間伐材を用いた製品に表示されているマーク。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するもの。

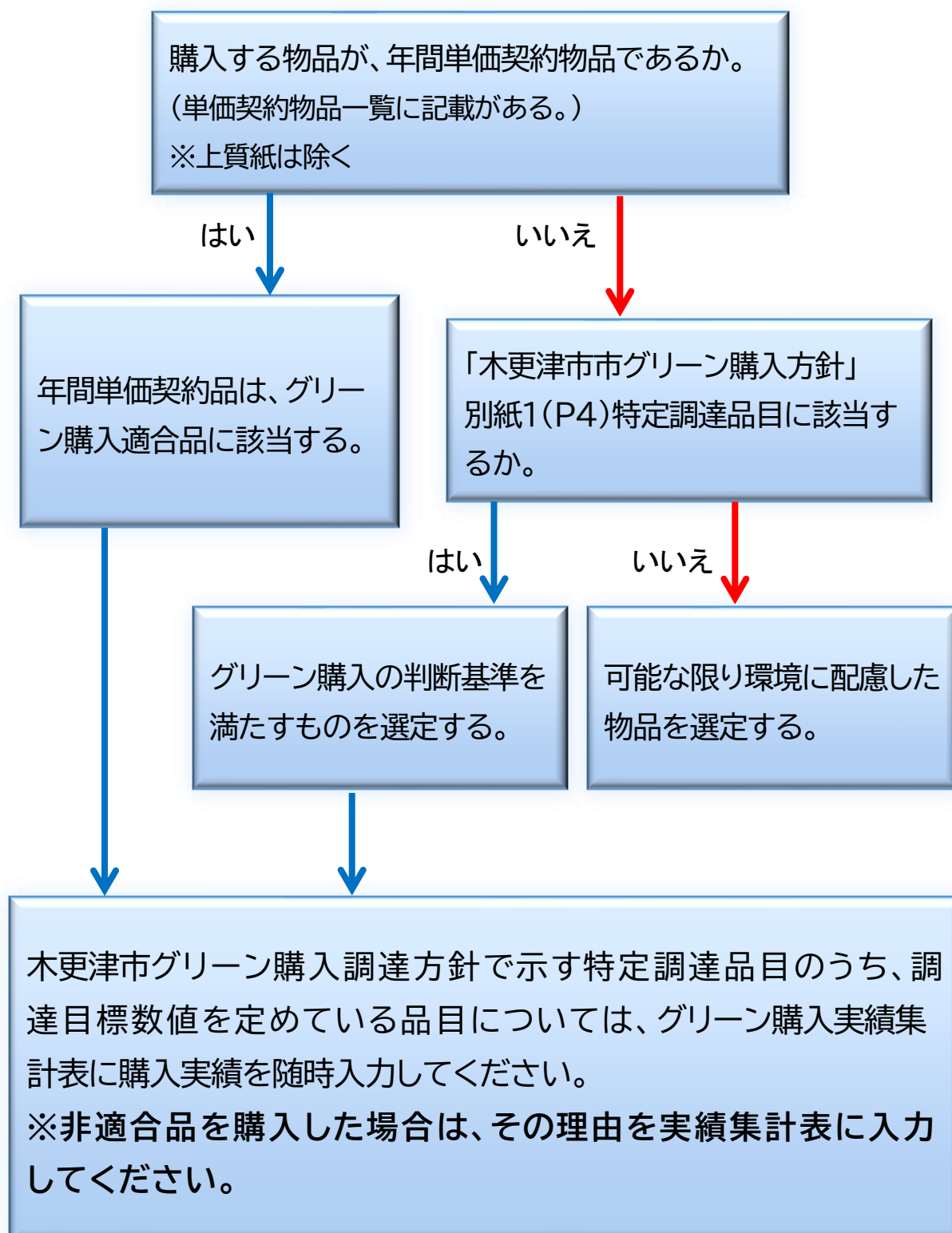
	・グリーンマーク 古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマーク。 グリーンマークを表示することができる製品の要件は、古紙を原則として40%以上原料に利用した製品であることだが、トイレトペーパーとちり紙は、古紙を原則として100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙は、古紙を原則として50%以上原料に利用したもの。
	・バイオマスマーク 生物由来の資源(バイオマス)を利用して、品質及び安全性が関連法規、基準、規格等に合っている商品に表示されている。 植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中のCO₂を吸収して成長するので、植物由来原料を製品化した製品(バイオマスプラスチックや合成繊維、印刷インキ等)は燃やしても大気中のCO₂を増加させない。バイオマスマーク認定商品は安全で循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っている。
	・JOIFAグリーンマーク グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されているマーク。
	・国際エネルギースタープログラム パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品に表示されるマーク。日本、米国のほか、EU等9か国・地域が協力して実施している国際的な制度。経済産業省が運営している。
	・E&Qマーク 一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会が定める環境管理基準と品質管理基準に適合しているリサイクルトナーカートリッジを識別するマーク。
	・省エネラベリング制度 省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示されている。
	・PCグリーンラベル 環境に配慮したパソコンを購入したいという消費者の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取り組みを表した環境ラベル制度。適合製品を三ツ星によって格付けしており、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン3R推進協会が運営する制度。

	・JISマーク 工業標準化法第19条第20条等に基づき国に登録された機関(登録認証機関)から認証を受けた事業者(認証製造業者等)のみが、認証を受けたその包装等に表示することができるマーク。表取引の単純化のほか、製品の互換性、確保及び公共調達等に大きく寄与している。
	・統一省エネラベル 省エネ法に基づき、小売事業者が省エネ性能の評価や省エネラベル等を表示する制度。それぞれの製品区分における当該製品の省エネ性能の位置づけ等を表示している。☆の数が多いほど省エネ性能が高いことを示している。
	・ノンフロンマーク 統一省エネラベルでは、ノンフロン冷蔵庫にこのマークを表示することを定めている。
	・平成27年度燃費基準達成ステッカー 自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、一般消費者の選択を通じ燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車メーカー等の協力を得て、省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)で定める燃費目標基準値以上の燃費の良い自動車に貼付。
	・低排出ガス車認定 自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度。
	・低燃費タイヤ統一マーク 転がり抵抗性能の等級がA以上でウェットグリップ性能の等級がa～dの範囲内にあるタイヤを「低燃費タイヤ」と定義し、統一マークを表記して普及促進を図る。
 	・エコユニフォームマーク 日本被覆工業組合連合会が制定したマーク。このマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェアやスクールウェア等に添付するもの。
	・PETボトルリサイクル推奨マーク 使用済みPETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマーク。PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度。

	・フレームマーク 環境と安全への配慮し、の環境に関連する基準を満たすベッドフレームに表示されるマーク。全日本ベッド工業会が運営する制度。
	・衛生マットレス 衛生マットレスは全日本ベッド工業会で定めた「マットレスの環境基準」[“ホルマリン溶出量”や“抗菌防臭加工”や厳選された材料(フェルト類は未利用繊維使用、「ウレタンフォームの発泡剤」にはオゾン層破壊の物質を含まない)などの厳しい基準]をクリアしたマットレスにのみ付けられている安心のマーク。
 古紙パルプ配合率100%再生紙を使用  古紙パルプ配合率70%再生紙を使用  古紙パルプ配合率50%再生紙を使用  古紙パルプ配合率40%再生紙を使用	・再生紙使用マーク 「3R活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進・普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められた。 古紙パルプがどのくらい配合されているのかが一目で判るようにしたもので、申請や届出は不要で誰でも自由に無料で使用できるが、表示の際は以下に十分注意する。 ・古紙パルプ配合率は製紙メーカーや印刷会社とご確認の上、正しい数字を表示すること。 ・再生紙を使用した印刷物などに刷り込んで表示し、コーティング加工した紙など再生紙に利用できない紙や、他の素材と複合をした紙(段ボール等)に対しては使用しないこと。 ・表紙と中面で古紙パルプ配合率の違う紙を使用している場合は、両方の古紙パルプ配合率を表示すること。 ・古紙パルプ配合率を示した数値・文言、説明とあわせて表示すること。 ・マークの形は崩さないこと。ただし、文字の大きさ、色は自由。
	・植物油インキマーク 植物油インキマークは印刷インキ工業連合会が定めた、植物油を使用した印刷インキに表示できるマーク。植物油とは、再生産可能な大豆油、亜麻仁油、桐油、ヤシ油、パーム油等植物由来の油、及びそれらを主体とした廃食用油等をリサイクルした再生油で、植物油インキとは、インキ中に含有する植物油、または植物油を原料としたエステルとの合計が含有基準量以上のインキ。
	・N Lマーク 印刷インキ工業連合会独自の自主規制。環境影響、労働安全、人の健康に対し適切でない化学物質を使用しない印刷インキに貼付できるマーク。
	・国際フェアトレード認証マーク 国際フェアトレード認証とは、開発途上国の原料や製品が公平な条件で取引されていることなどを認証する制度です。 国際フェアトレード認証マークはフェアトレード認証製品であることを示すラベルであり、製品の原料が生産され、輸出入、加工、製造されるまでの間に、国際フェアトレードラベル機構が定めた基準が守られていることを示しています。

	・有機JASマーク 有機JASマークは、農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないことを基本として自然界の力で生産された食品を表しており、農産物、加工食品、飼料、畜産物及び藻類に付けられています。
	・RSPO認証マーク RSPO(持続可能なパーム油のための円卓会議)が定める既定の条件を満たした場合に企業等が使用可能となるロゴマークです。RSPOは、生産やサプライチェーンにおける管理方式の違いによって認証モデルを分類しています。

グリーン購入の選定フロー



グリーン購入実績集計表

グリーン購入実績集計表（ 4. 1～ 3. 31 ）					部 課		
分 類		①総調達数量(②+③)	特定調達品目に該当する品目のうち		④調達率(②/①)		特定調達品目に該当する品目のうち、 非適合である物品等 を購入した理由等をご記入ください。(主な物品名、その理由など)
			②適合した物品等の 調達数量	③非適合である物品等 の調達数量	調達実績	調達目標	
1	紙 類		0	0		70%	
2	文 具 類		0	0		70%	
3	オ フ ィ ス 家 具 等		0	0		70%	
4	OA 機 器（画 像 機 器 等）		0	0		70%	
5	OA 機 器（電 子 計 算 機 等）		0	0		70%	
6	OA 機 器（オ フ ィ ス 機 器 等）		0	0		70%	
7	移 動 電 話 等		0	0		70%	
8	家 電 製 品		0	0		70%	
9	エ ア コ ン 等		0	0		70%	
10	温 水 器 等		0	0		70%	
11	照 明		0	0		70%	
12	自 動 車		0	0		70%	
13	消 火 器		0	0		70%	
14	制 服 ・ 作 業 服		0	0		70%	
15	イン テ リ ア ・ 寝 装 寝 具		0	0		70%	
16	作 業 手 袋		0	0		70%	
17	そ の 他 の 織 維 製 品		0	0		70%	
18	設 備					できる限り 配慮する	
19	災 害 備 蓄 用 品		0	0		70%	
20	公 共 工 事					できる限り 配慮する	
21-1	役 務（印 刷〔外部発注〕）		0	0		70%	
21-2	役 務（印 刷 以 外）					できる限り 配慮する	
22	ご み 袋 等		0	0		70%	
23	食 材 ・ 食 品					できる限り 配慮する	
24	日 用 品 ・ 雑 貨 等					できる限り 配慮する	



木更津市グリーン購入調達方針 令和5（2023）年 3月

木更津市 環境部 環境政策課

〒292-0838 木更津市潮浜3-1

（木更津市クリーンセンター内 2階）

T E L: 0438-36-1442

F A X: 0438-30-7322

E-mail : kankyou@city.kisarazu.lg.jp